

岩 沼 市

令和6年度 介護報酬改定

～ 組織体制整備・強化に係る加減算 ～

2024年9月18日

公益財団法人介護労働安定センター宮城支部

ひまわり社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 松前 ゆかり



CONTENTS

1. 令和5年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項について
2. 業務継続計画(BCP)未策定減算
3. 高齢者虐待防止措置未実施減算
4. 身体拘束廃止未実施減算 (参考)
5. 特定事業所加算の見直し
6. 認知症チームケア推進加算
7. 生産性向上推進体制加算
8. 科学的介護情報システム関連加算
9. 大切なことは

1.令和5年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項について

1 感染症対策の強化

2 業務継続に向けた取組の強化

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

4 高齢者虐待防止の推進

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

7 事業所医師が診療しない場合の減産の強化（訪問リハビリテーション）

2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

業務継続計画未策定減算となる対象サービス

1. 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しない。

通所介護	短期入所生活介護	短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護老人福祉施設
介護老人保健施設	介護医療院	介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション		

2. 令和7年4月施行

訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護
訪問リハビリテーション	福祉用具貸与	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護	居宅介護支援	介護予防訪問入浴介護
介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防福祉用具貸与
介護予防支援		

3. 業務継続計画未策定減算を適用しない。

居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	特定福祉用具販売
特定介護予防福祉用具販売		

2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

業務継続計画（BCP(Business Continuity Plan)）とは？

- ・感染症や自然災害やが発生したときであっても利用者に必要な介護サービスの提供を継続的に実施するため
 - ・非常時の体制で早期の業務再開を図るため
- の計画

感染症に係る業務継続計画	災害に係る業務継続計画
平時からの備え ・体制構築・整備 ・感染症防止に向けた取組の実施 ・備蓄品の確保等 初動対応 感染拡大防止体制の確立 ・保健所との連携 ・濃厚接触者への対応 ・関係者との情報共有等	平常時の対応 ・建物・設備の安全対策 ・電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策 ・必要品の備蓄当 緊急時の対応 ・業務継続計画発動基準 ・対応体制等 他施設及び地域との連携

※ 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

減算率は？

- ・施設・居宅系サービス …… 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
- ・その他のサービス …… 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

算定要件は？

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

具体的には何をすればよいのか？

<感染症対策>



<災害対策>

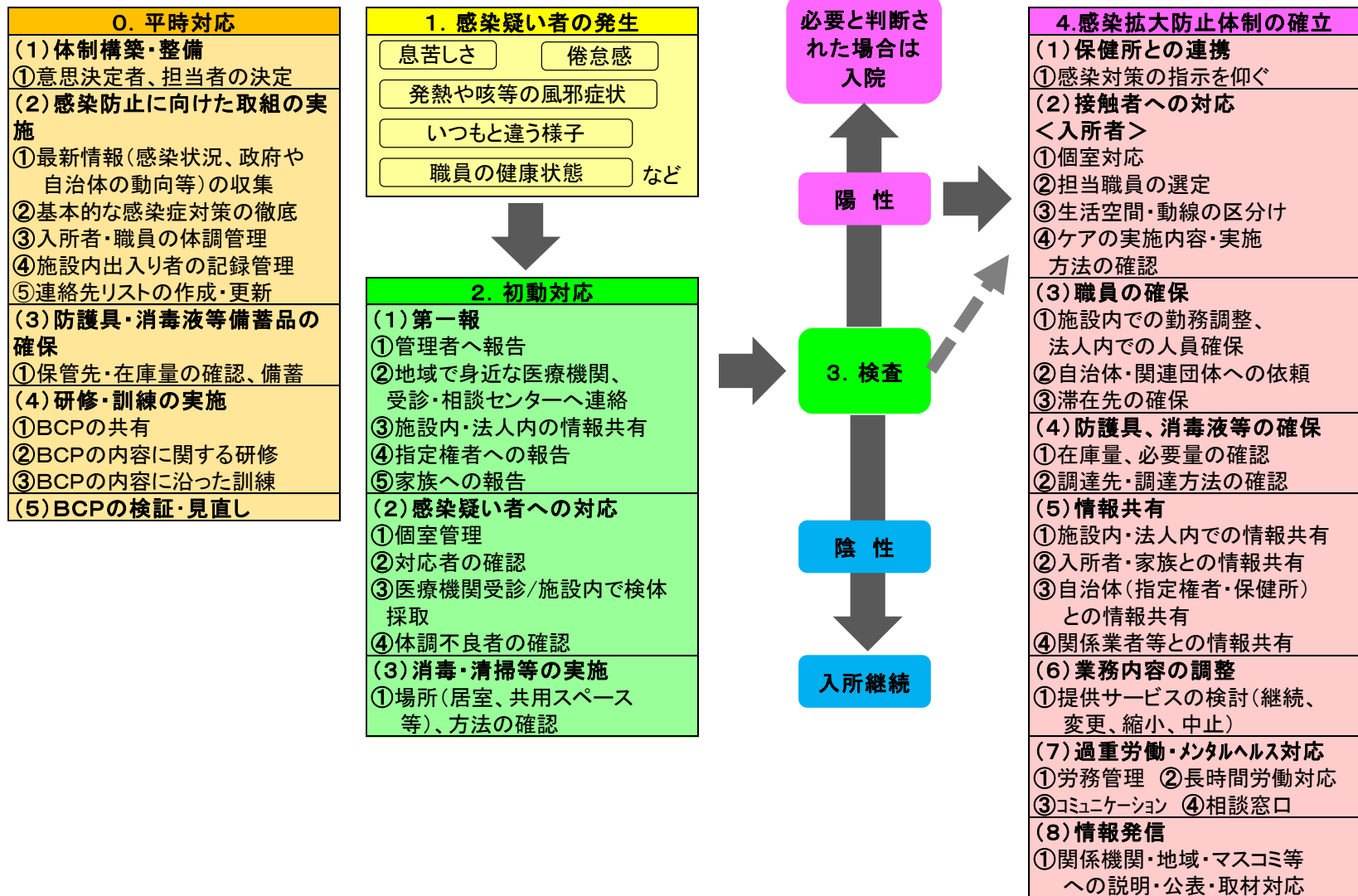


2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

感染症への対応

2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

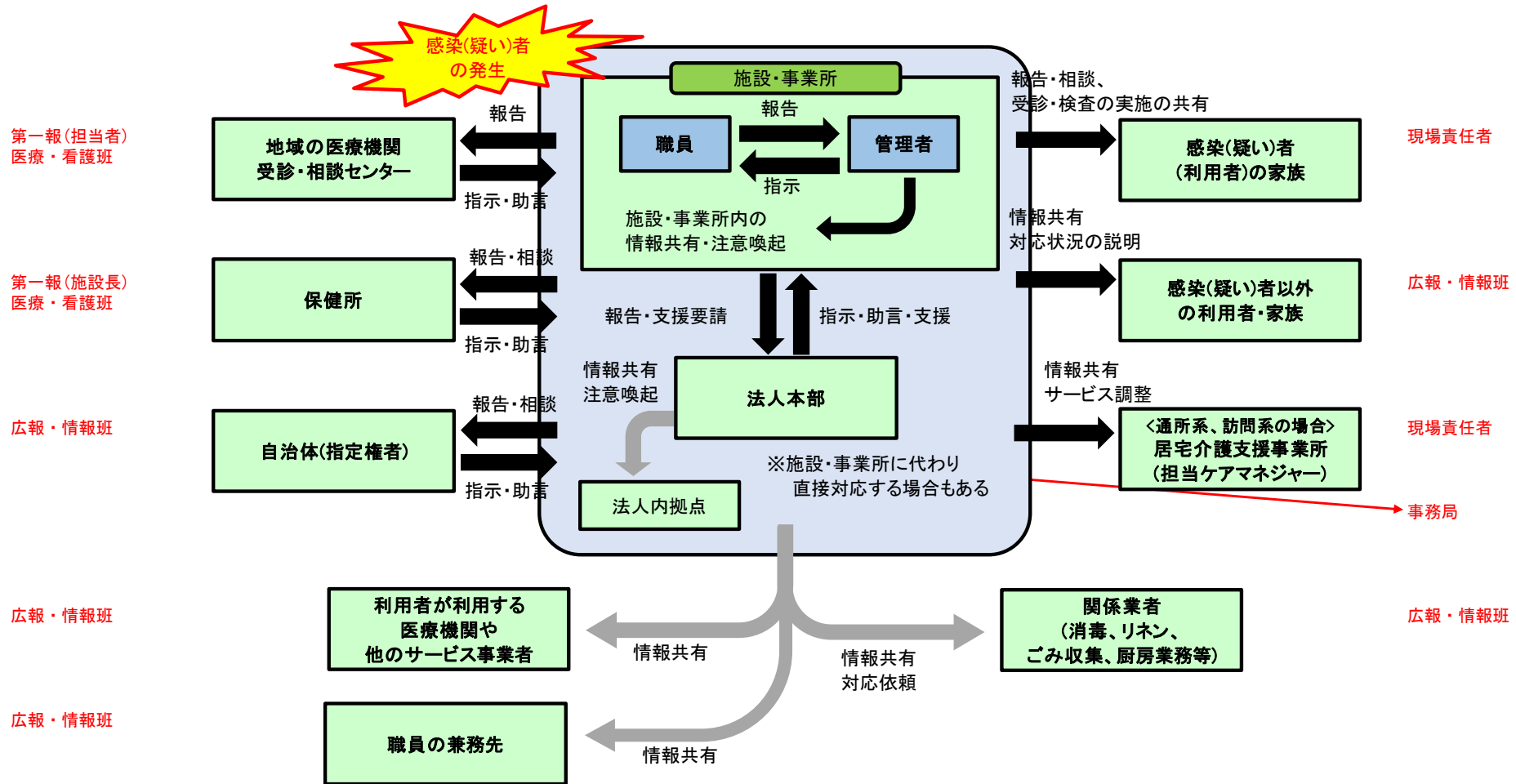
感染症BCPのフローチャート



収束

2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の報告・情報共有先



2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

フローチャートに従い手順書や必要なリストを作成

(例)

備蓄品の目安計算シート

黄色の人数、ピンクの条件の部分を入力すると、必要数が計算されます。水色の条件は、確認し必要に応じて修正して下さい。

品目	①		②		人数		⑤
	使用量	単位	回数	単位	職員[人]	利用者[人]	日数[日]
ハンドソープ	1	ml/回	3	回/日			60
消毒用エタノール	3	ml/回	3	回/日			60
手袋	1	双/回	3	双/日			60
手袋	1	双/回		回/日			60
環境整備用消毒液	5	l/回	3	回/日			60

必要量 単位

0 ml 式: ① × ② × (③ + ④) × ⑤

0 ml 式: ① × ② × (③ + ④) × ⑤

0 双 式: ① × ② × ③ × ⑤

0 双 式: ① × ② × ④ × ⑤

15 本 式: ① × 0.05% × 1リットル × ② × ⑤ ÷ (5% × 6)

清掃に関わる職員数
ケア回数: オムツ交換、排泄介助、食事介助、口腔ケア
消毒液は0.05%の希釈液を使用。1回5リットル使う

次亜塩素酸ナトリウム液(5%)は、1本で600ml

研修資料(入所) 10ページ

<参考>(例)

- ・手袋: 清掃回数(最低3回)/日 × 清掃に関わる職員数 × ●日分
- 利用者数 × ケア回数(オムツ交換、排泄介助、食事介助、他)/日 × ●日分
- ・ハンドソープ: 1ml/回 × 3回/日 × (出勤従業員数 + 利用者数) × ●日分
- ・消毒用エタノール: 3ml/回 × ケア回数/日 × 出勤従業員数 × ●日 (+利用者使用数)
- ・環境整備用消毒液 < 5%次亜塩素酸ナトリウム液600ml使用 >
- : 5L/回の0.05%希釈液を3回/日 環境整備で使用了した場合60日分で7.5本等

2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

感染（疑い）者・接触（疑い）者管理リスト

<感染（疑い）者>

報告日	感染者/ 感染疑い者	属性 (いずれかに○)	所属 (職員の 場合)	氏名	感染者 区分	発症日	出勤 可能日 (見込)	発症日から2日前までの間の行動 (感染（疑い）者が会った職員名・触った事業所箇所 等)	管理 完了
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		

<接触（疑い）者>

報告日	接触者/ 接触疑い者	属性 (いずれかに○)	所属 (職員の 場合)	氏名	感染者 区分	発症日	出勤 可能日 (見込)	接触した感染（疑い）者の職員名・利用者、状況等	管理 完了
/		職員/入所者/出 入り業者			本人/ 同居家族	/	/		
/		職員/入所者/出 入り業者			本人/ 同居家族	/	/		

2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

業務分類(優先業務の選定)

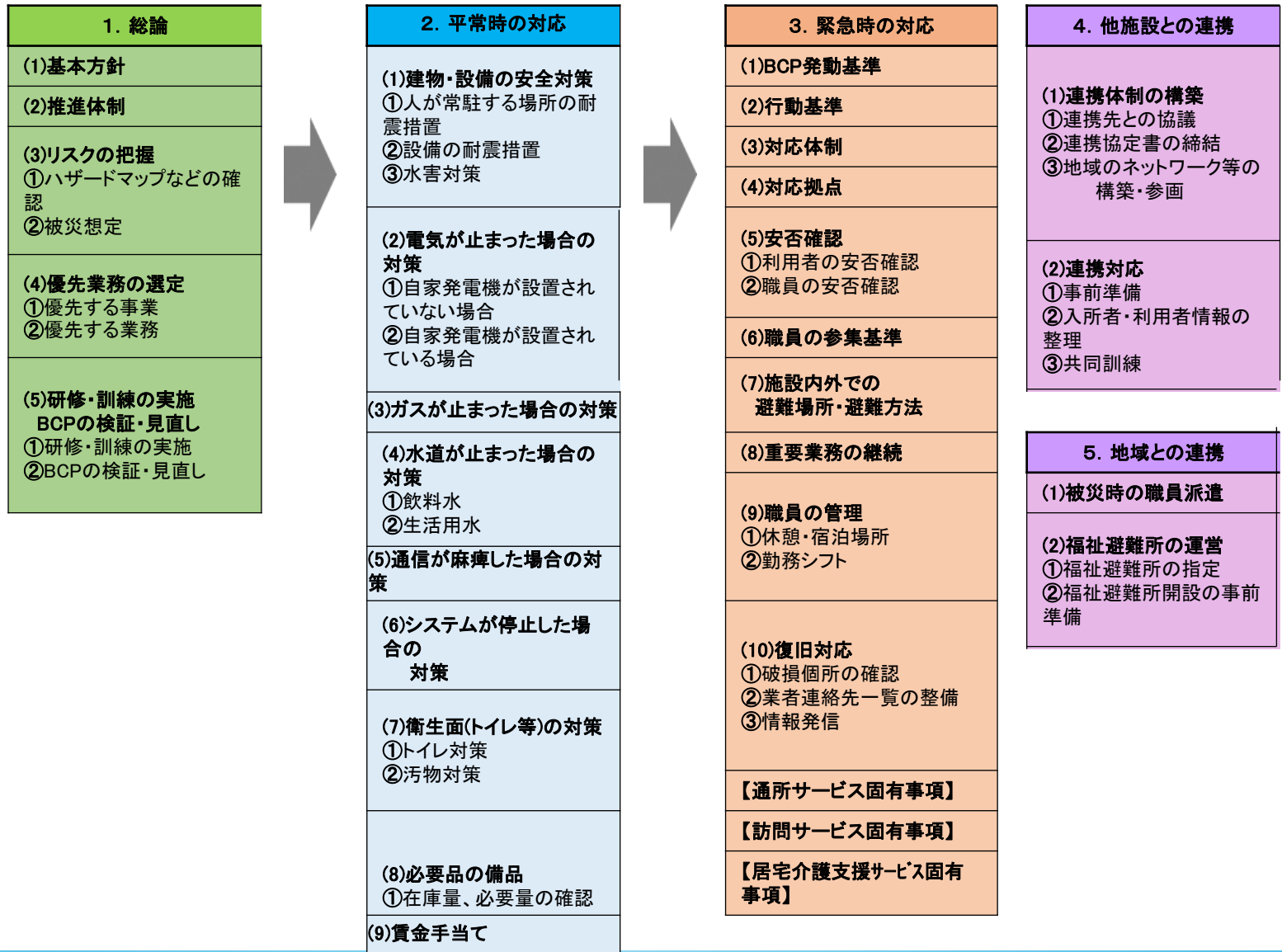
分類名称	定義	業務例	出勤率			
業務の基本方針						
A:継続業務						
B:追加業務						
C:削減業務						
D:休止業務						

2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

自然災害への対応

2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

自然災害BCPのフローチャート



2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

フローチャートに従い手順書や必要なリストを作成

(例)

自施設で想定される影響				
	当日	2日目	3日目	4日目
電力				
エレベーター				
飲料水				
生活用水				
ガス				
携帯電話				
メール				
道路				

優先業務の検討				
優先業務	必要な職員数[人]			
	朝	昼	夕	夜間
合計(名)	0.0	0.0	0.0	0.0

利用者の安否確認シート				
フロア :		エリア・ユニット :		
No	ご利用者氏名	部屋番号	安否確認	容態・状況
1			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
2			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
3			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	
4			無事 ・ 負傷 ・ 不明 ・ 外出 ・ 死亡	

2. 業務継続計画(BCP)未策定減算

職員の安否確認シート

フロア：

エリア・ユニット：

No	氏名	安否確認	自宅状況	家族の安否	出勤可否
1		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
2		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
3		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()
4		無事・負傷 不明・死亡	問題なし 半壊・全壊	無事・負傷/死亡 備考()	可能・不可能 備考()

重要業務の継続

経過 目安			
出勤率			
在庫量			
ライフライン			
業務基準			
給食			
食事介助			
口腔ケア			

連携体制の構築

【連携関係のある施設・法人】

施設・事業所・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容

3. 高齢者虐待防止措置未実施減算

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（令和7年6月1日改正法施行）

（定義）

第2条 この法律において、「高齢者」とは65歳以上の者をいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

5 この法律において「養介護従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

（抜粋）

3. 高齢者虐待防止措置未実施減算

養介護事業者等による高齢者虐待類型

5 類型

- 1 身体的虐待
- 2 介護・世話の放棄・放任
- 3 心理的虐待
- 4 性的虐待
- 5 経済的虐待

区分	具体的な例
1 身体的な虐待	① 暴力的行為 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制

3. 高齢者虐待防止措置未実施減算

区分	具体的な例
2 介護・世話の 放棄・放任	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為。 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること。

3. 高齢者虐待防止措置未実施減算

区分	具体的な例
3 心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいらなくしてやるぞ」「追い出すぞ」などと言い脅す。 など ② 侮辱的な発言、態度 ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を見無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやって見せる。（他の利用者にやらせる）。など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を見無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を見無視して食事の全介助をする。 など ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を見無視して面会させない。 など

3. 高齢者虐待防止措置未実施減算

区分	具体的な例
3 心理的虐待	⑥ その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
4 性的虐待	○ 本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に直接接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する。（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
5 経済的虐待	○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

3. 高齢者虐待防止措置未実施減算

何をしなければならないのか？

虐待の発生またはその再発の防止に向けた以下の措置を講ずること

- 1 高齢者虐待防止のための指針を整備する
- 2 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 to開催する
- 3 高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施する
- 4 高齢者虐待防止を適正に実施するための担当者を置く

全て
実施！

これらの措置を講じていない場合減算となる！

⑨ 実際に虐待が発生したか否かではない

減算率は？

所定単位数の100分の1

対象となる介護サービス事業

全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）（福祉用具貸与については3年間の経過措置あり）

4. 身体拘束廃止未実施減算 (参考)

身体的拘束等を例外的に行う場合

○ 三つの要件をすべて満たしていること

〔切迫性〕：利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

〔非代替性〕：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

〔一時性〕：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

○必要な手続き：身体的拘束等に関して、その態様及び時間、その際の利用者（又は入所者）の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること

身体的拘束等の適正化を図るための措置

○ 身体的拘束等の実施の有無にかかわらず全ての措置を講じていること

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 介護職員その他の従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

減算率は？

所定単位数の100分の10

5. 特定事業所加算の見直し

質の高い公正中立なケアマネジメント

居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

告示改正

- 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について、ヤングケアラーなどの多様な課題への対応を促進する観点等から見直しを行う。

居宅介護支援

【単位数】

< 現行 >

特定事業所加算（Ⅰ）	505単位
特定事業所加算（Ⅱ）	407単位
特定事業所加算（Ⅲ）	309単位
特定事業所加算（A）	100単位



< 改定後 >

特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位（変更）
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位（変更）
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位（変更）
特定事業所加算（A）	114 単位（変更）

【算定要件等】

- ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。
- イ （主任）介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。
- ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。
- エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

5. 特定事業所加算の見直し

地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組、看取りへの対応強化

訪問介護における特定事業所加算の見直し

告示改正

- 訪問介護における特定事業所加算について、中山間地域等における継続的なサービス提供や看取り期の利用者など重度者へのサービス提供を行っている事業所を適切に評価する観点等から見直しを行う。

訪問介護

報酬区分 ▶ 現行の(IV)を廃止し、現行の(V)を(IV)に、(V)を新設 算定要件 ▼ 現行の(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、現行の(12)を削除		(I)	(II)	(III)	(IV) 廃止	(V) →(IV)	(V) 新設
		20%	10%	10%	5%	3%	3%
体制要件	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示	○	○	○	○ ※(1)除く	○	○
	(6) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 → 【(1)へ統合】				○		
	(6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	○(※)		○(※)			
	(7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること						○
人材要件	(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること						○
	(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上	○	○				
	(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者	○	又は ○				
	(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること → 【III・IVに追加】			○ 又は ○	○	○ 又は ○	
重度者等対応要件	(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること → 【IIIに追加】			○ 又は ○		○ 又は ○	
	(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上	○		○			
	(12) 利用者のうち、要介護3～5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の60以上 → 【削除】	又は		又は	○		
(14) 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること(併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)		○(※)		○(※)			

(※)：加算(Ⅰ)・(Ⅲ)については、重度者等対応要件を選択式とし、(13)または(14)を満たす場合に算定できることとする。また、(14)を選択する場合には(6)を併せて満たす必要がある。

6. 認知症チームケア推進加算

認知症の対応力向上

認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における
平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進

告示改正

- 認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。

認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

【単位数】

認知症チームケア推進加算（Ⅰ）150単位/月（新設） 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）120単位/月（新設）

【算定要件】

- 認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、以下を評価する新たな加算を設ける。

< 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） >（新設）

- (1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
- (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。
- (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。
- (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施。

< 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） >（新設）

- ・（Ⅰ）の（1）、（3）及び（4）に掲げる基準に適合。
- ・ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。

7. 生産性向上推進体制加算

生産年齢人口
(減 少)

VS

介護需要
(増 大)

介護人材の確保が喫緊の課題

- 介護職員の処遇改善
- 介護サービスの質を確保（ICT等のテクノロジー導入等）
- 職員の負担軽減に資する生産性向上の取組

7. 生産性向上推進体制加算

現状は？

- テクノロジーの導入が幅広く進んでいるとはいえない。
- 利用者の状況やテクノロジーの機能に応じた適切な業務手順の変更及び当該変更された手順に基づく継続的な取り組みの実施が難しい。



既存：「地域医療介護総合確保基金」による支援



新設：生産性向上推進体制加算



生産性向上の取組（業務改善）の加速化・活性化

7. 生産性向上推進体制加算

対象となる介護サービス事業

1 短期入所生活介護	9 介護老人福祉施設
2 短期入所療養介護	10 介護老人保健施設
3 特定施設入居者生活介護	11 介護医療院
4 小規模多機能型居宅介護	12 介護予防短期入所生活介護
5 認知症対応型共同生活介護	13 介護予防短期入所療養介護
6 地域密着型特定施設入居者生活介護	14 介護予防特定施設入居者生活介護
7 地域密着型介護老人福祉施設	15 介護予防小規模多機能型居宅介護
8 看護小規模多機能型居宅介護	16 介護予防認知症対応型共同生活介護

※ 通所系、訪問系は対象外

7. 生産性向上推進体制加算

前提

- ・ 生産性向上委員会の開催
- ・ 必要な安全対策

算定要件（それぞれ全ての要件を満たすこと）

加算（Ⅰ）

（一月当たり100単位）

- ・ 加算(Ⅱ)の要件を満たすこと
（実績データにより成果が確認できること）
- ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入
- ・ 職員間の適切な役割分担の取組を実施していること
- ・ 事業年度毎に1回、実績データを報告

加算（Ⅱ）

（一月当たり10単位）

- ・ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入
- ・ 生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に実施
- ・ 事業年度毎に1回、実績データを報告

※ 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（生産性向上委員会）」⇒ 3年間の経過措置後義務化予定

7. 生産性向上推進体制加算

具体的には何をすればよいのか？

介護機器

- ① 見守り機器
- ② インカム・チャット等
- ③ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の効率化に資するICT機器

加算Ⅰ：①～③の全て

加算Ⅱ：①～③のいずれか1つ以上

業務の効率化・ケアの質の確保 ・職員の負担軽減

- ① 負担の平準化
- ② 利用者の介護に集中できる時間帯の確保
- ③ 介護助手の活用
- ④ 一部業務の外注 など

加算Ⅰ

生産性向上委員会

- ① 3ヶ月に1回以上開催
- ② 検討事項は
 - i) 利用者の安全及びケアの質の確保
 - ii) 職員の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - iii) 介護機器の定期的な点検
 - iv) 職員に対する研修

加算Ⅰ，Ⅱ

加算Ⅰ は上記＋職員間の役割分担による業務効率化研修を定期的に関催

定期報告

実績データを事業年度毎に1回報告

7. 生産性向上推進体制加算

介護機器

① 見守り機器

- ・見守りセンサー等の設置
- ・全ての居室に設置
- ・利用者のプライバシーに配慮するため、利用者又は家族に必要な説明を行い、同意を得ること
- ・利用者又は家族の意向に応じ、機器の使用を停止する運用は認める

② インカムやビジネスチャット等

- ・同一時間帯に勤務する全職員が装着又は利用

③ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の効率化に資するICT機器

- ・データ入力から記録・保存・活用までを一体的に支援する者に限る

業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減

○ 業務内容の明確化や見直しを行い、職員間の適切な役割分担を実施すること

- ・負荷が集中する時間帯の業務を細分化し個人に集中することがないように平準化すること
- ・特定の介護職員が利用者の介護に集中して従事することのできる時間帯を設けること
- ・いわゆる介護助手の活用（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等、利用者の介助を伴わない業務を集中的に実施するものを設けるなどの取組）を行うこと
- ・利用者の介助を伴わない業務の一部を外注すること

7. 生産性向上推進体制加算

委員会における安全対策の検討及び取組状況の定期的な確認

- 委員会は管理者だけでなく、ケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等が参画する。
- 委員会は3ヶ月に1回以上開催する。
- ① 「利用者の安全及びケアの質の確保」について
 - ・ 見守り機器等から利用者の離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に多職種が連携し見守り機器導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること
 - ・ 利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し必要な対応をすること
 - ・ 安全面から特に留意すべき利用者については定時巡回も検討すること
 - ・ 介護機器等の使用に起因する介護事故やインシデントについて、原因を分析し防止策を検討すること
- ② 「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について
 - ・ ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無
 - ・ 職員の負担が過度に増えている時間帯の有無
 - ・ 休憩時間及び時間外勤務等の状況
- ③ 「介護機器の定期的な点検」について
 - ・ 定時点検等、介護機器の不具合のチェックを行う仕組みを設けること
 - ・ 介護機器メーカーと連携して定期点検すること
- ④ 職員に対する研修について
 - ・ 介護機器の使用法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと

7. 生産性向上推進体制加算

生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告

加算Ⅰ …… (1)～(5)の事項

加算Ⅱ …… (1)～(3)の事項

加算		項 目	
加算Ⅰ	加算Ⅱ	(1)	利用者の満足度の評価
		(2)	総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査
		(3)	年次有給休暇の取得状況の調査
		(4)	介護職員の心理的負担等の評価
		(5)	機器の導入等による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の調査

求められる成果（加算Ⅱから加算Ⅰへ）

項 目		成 果
(1)	利用者の満足度の評価	本取組による悪化がみられないこと
(2)	総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査	介護職員の総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること
(3)	年次有給休暇の取得状況の調査	維持または増加していること

8. 科学的介護情報システム関連加算

「L I F E」関連加算

← 令和6年度改定

1. 科学的介護推進体制加算
2. ADL維持等加算
3. 個別機能訓練加算(Ⅱ)・(Ⅲ)
4. リハビリテーションマネジメント加算(□)・(ハ)
5. 介護予防通所・訪問リハビリテーションの12月減算
6. ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)・(Ⅱ)、理学療法及び作業療法
注並びに言語聴覚療法注4に掲げる加算
・理学療法注7並びに言語聴覚療法注5に掲げる加算
7. 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)
8. 栄養マネジメント強化加算
9. 栄養アセスメント加算
10. 口腔衛生管理加算(Ⅱ)
11. 口腔機能向上加算(Ⅱ)及び(Ⅱ)□
12. 口腔機能向上加算(Ⅱ)イ
13. 褥瘡マネジメント加算
14. 褥瘡対策指導管理(Ⅱ)
15. 排せつ支援加算
16. 自立支援促進加算
17. かかりつけ医連携薬剤調整加算
18. 薬剤管理指導の注2の加算

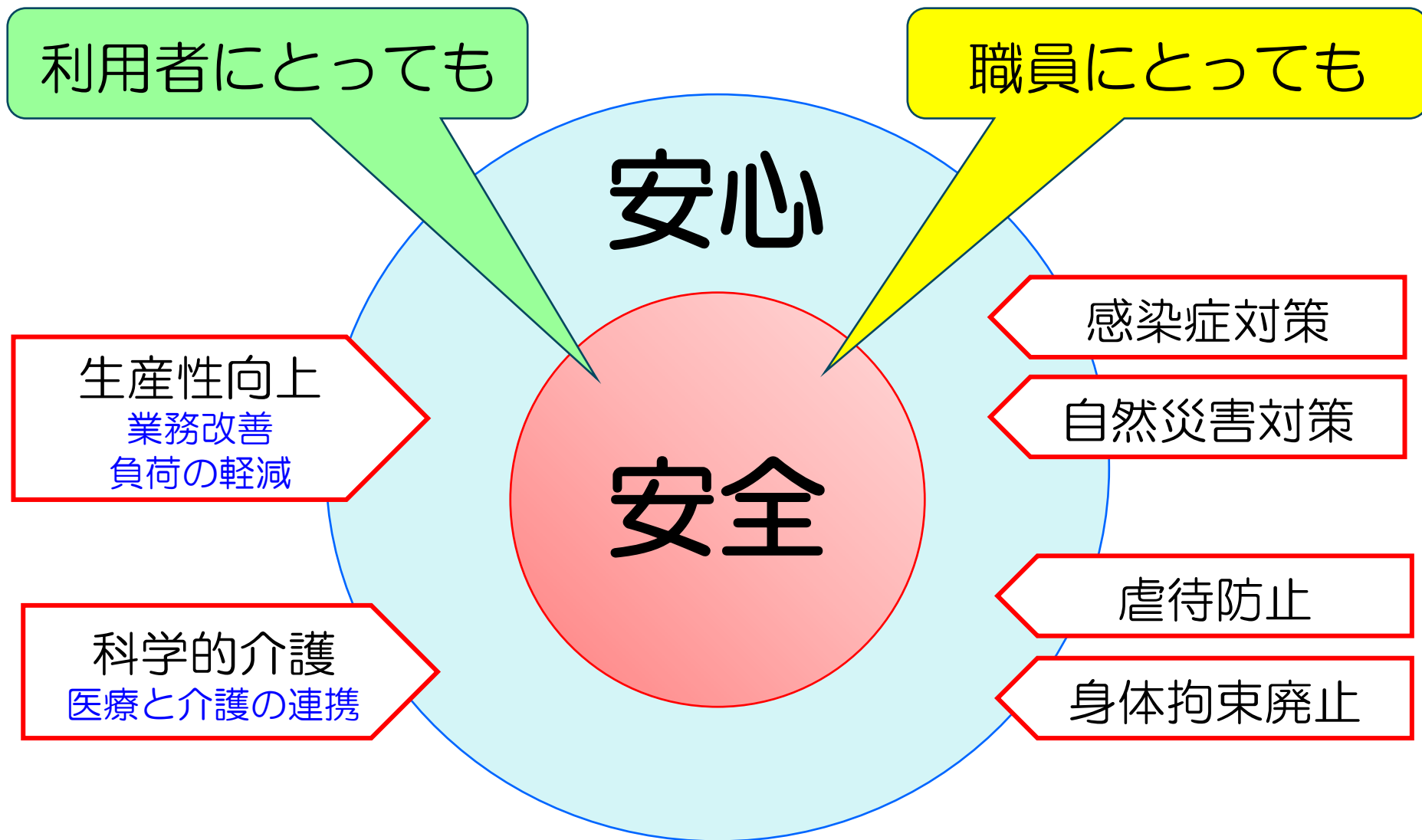
令和3年3月16日老老発0316号廃止
令和6年3月15日老老発0315号適用

9. 大切なことは

医療と介護の連携



9. 大切なことは



9. 大切なことは



安全・安心で働きやすい職場環境を醸成することは、
利用者に提供する介護サービスの質の向上につながる！

笑顔でいっぱい職場をめざして！



ご清聴ありがとうございました